

# 第 23 回士別市農業委員会総会議事録

令和 2 年 4 月 27 日

士別市農業委員会

## 第 23 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 4 月 27 日（金曜日）  
午後 2 時 30 分開会  
午後 3 時 00 分閉会

2. 開催場所 市役所会議室 301

### 3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- |       |         |                             |
|-------|---------|-----------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について       |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 士別市農業経営改善計画の認定について          |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 使用貸借契約の解消について               |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 賃貸借契約の解約について                |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明書の交付について             |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について      |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について      |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 農用地利用集積計画の決定について            |

---

### 出席委員（26 名）

- |      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 1 番  | 保 科 隆 志 君   | 2 番  | 山 下 篤 君     |
| 3 番  | 丹 敬 生 君     | 4 番  | 湯 浅 悦 子 君   |
| 5 番  | 新 田 康 仁 君   | 6 番  | 濁 川 強 君     |
| 7 番  | 柳 眞由美 君     | 8 番  | 中 山 義 隆 君   |
| 9 番  | 寺 崎 徳 仁 君   | 10 番 | 遠 藤 英 俊 君   |
| 11 番 | 工 藤 修 一 君   | 12 番 | 松 浦 秀 行 君   |
| 13 番 | 鈴 木 庄 一 郎 君 | 14 番 | 小 野 寺 悦 子 君 |
| 15 番 | 植 松 強 君     | 16 番 | 沼 舘 初 男 君   |
| 17 番 | 佐 久 間 弘 美 君 | 19 番 | 松 井 薫 君     |
| 20 番 | 大 崎 陽 司 君   | 21 番 | 菊 地 義 昌 君   |
| 22 番 | 上 野 浩 二 君   | 23 番 | 栗 本 勝 君     |
| 24 番 | 村 上 幸 博 君   | 25 番 | 五 十 嵐 浩 幸 君 |
| 26 番 | 岡 崎 京 子 君   | 27 番 | 飛 世 薫 君     |
-

#### 出席説明員（5名）

事務局長	藪 中 晃 宏 君
総務課長	林 秀 忠 君
総務課主査	小 林 泉 君
総務課主事	古 閑 俊 祐 君
総務課事務員	佐々木 濤 君

---

#### 4. 会議の概要

（午後 2時30分 開会）

##### ●議長（飛世 薫君）

第23回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は26名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、17番 佐久間弘美委員、19番 松井薫委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

##### ○事務局長（藪中晃宏君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてありますが「森野委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

---

##### ●議長（飛世 薫君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容の説明をいたします。

##### ○総務課主査（小林泉君） 農業経営基盤強化促進法第21条の規定により、嘱託登記を完了したので報告いたします。

番号1番、権利者、●●●●、義務者、●●●●外3件について、嘱託登記を完了いたしました。以上で報告を終わります。

##### ●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号1番について、菊地委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

##### ●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

---

##### ●議長（飛世 薫君） 次に、日程第2、報告第2号 士別市農業経営改善計画の認定について

事務局より内容の説明をいたします。

○総務課事務員（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号 1 番、●●●●外 6 件の新規認定、104 件の再認定、30 件の認定取消の通知がありました。

なお、累計は、先月比 23 件減の 483 件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 5 番、154 番について丹委員、11 番について上野委員、50 番について鈴木委員、66 番について森野委員、82 番について遠藤委員、125 番について保科委員、149 について湯浅委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第 2 号は終了いたします。

---

●議長（飛世 薫君） 次に日程第 3、報告第 3 号、使用貸借契約の解約について事務局より内容の説明をいたします。

○総務課事務員（佐々木滯君） 使用貸借契約 解約の通知がありましたので報告いたします。

番号 1 番、貸人、●●●●、借人、●●●●外 2 件について、使用貸借契約の解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第 3 号は終了いたします。

---

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第 4、報告第 4 号 貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○総務課主事（古閑俊祐君） 農地法第 18 条第 6 項の規定により、貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号 1 番、貸人、●●●●、借人、●●●●外 11 件より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第4号は終了いたします。

---

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第5、報告第5号 農地法第3条の3の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

○総務課事務員（佐々木滯君） 農地法第3条の3の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号1番、相続人、●●●●より相続の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、報告第5号は終了いたします。

---

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第6、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○総務課主査（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、武徳町、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積22㎡、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、昭和40年にポンプ小屋を建設し宅地として利用されたおり、今後も農地としての活用は困難な土地であります。

なお、現地確認につきましては、4月13日に各担当地区農業委員3名により実施しています。

以上で報告を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(飛世 薫君) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

- 
- 議長(飛世 薫君) 次に、日程第7、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

- 総務課事務員(佐々木滯君) 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町31線東、33線西、地番、●●●●外15筆、地目、田・畑、面積96,256㎡、契約の内容は使用貸借であり、経営移譲により借り受けるものであります。

番号2番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、川西町12線西、地番、●●●●外2筆、地目、畑、面積31,550㎡、契約の内容は貸貸借であり、経営規模拡大を図るため借り受けるものであります。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあたらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

- 議長(飛世 薫君) 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(飛世 薫君) ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(飛世 薫君) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

- 
- 議長(飛世 薫君) 次に、日程第8、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

- 総務課主査(小林 泉君) 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1番、転用者、●●●●、所在、多寄町31線、地番●●●●、地目、畑、転用面積1,641㎡、格納庫建設のための転用であり、格納庫1棟194.40㎡、ほか合わせまして、合計1,641㎡の計画となっています。

転用理由については、経営の拡大を図るため、作業効率・立地条件から本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。

以上で説明を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（飛世 薫君） 次に、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○総務課主事（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番●●●●、地目、畑、面積9,813㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番●●●●外3筆、地目、田・畑、面積27,006㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番●●●●、地目、畑、面積27,087㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番●●●●外1筆、地目、畑、面積73,385㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号5番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番●●●●外1筆、地目、田・畑、面積31,567㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号6番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(8線西)、地番●●●●、地目、田、面積8,726㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号7番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(4線東)、地番●●●●外2筆、地目、畑、面積5,029㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号8番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(7線西)、地番●●●●外1筆、地目、宅地・畑、面積2,290.09㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については隣接地を買い受けて作業の効率化を図るためであります。

番号9番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(7線西)、地番●●●●、地目、畑、面積911㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて作業の効率化を図るためであります。

番号10番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(7線西)、地番●●●●外1筆、地目、田、面積7,980㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて作業の効率化を図るためであります。

番号11番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(5線西)、地番●●●●外14筆、地目、田・畑、面積86,561㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号12番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(5線西)、地番●●●●外10筆、地目、田、面積63,199㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号13番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(25線南)、地番●●●●外5筆、地目、畑、面積8,224㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号14番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(25線南)、地番●●●●外5筆、地目、田、面積22,549㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号15番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(26線南)、地番●●●●、地目、田、面積1,107㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号16番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(25線北)、地番●●●●、地目、田、面積1,787㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号17番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(25線南)、地番●●●●外2筆、地目、田・畑、面積19,406㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号18番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(35線西)、地番●●●●外15筆、地目、田・畑、面積64,518㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号19番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(31線西)、地番●●●●外18筆、地目、田・畑、面積83,769㎡、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。



番号 20 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(36 線西)、地番●●●●外 1 筆、地目、田、面積 33,475 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 21 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(34 線東)、地番●●●●外 6 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 53,406 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 22 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(36 線東)、地番●●●●外 1 筆、地目、畑、面積 49,721 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 23 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町中央、地番●●●●、地目、田、面積 473 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて作業の効率化を図るためであります。

番号 24 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(46 線東)、地番●●●●外 15 筆、地目、田・畑、面積 53,221 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 25 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番●●●●外 10 筆、地目、畑、面積 212,688 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 26 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番●●●●外 2 筆、地目、畑、面積 35,821 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 27 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番●●●●外 4 筆、地目、田・畑、面積 46,711 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 28 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(7 線東)、地番●●●●外 5 筆、地目、畑、面積 105,039 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 29 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(24 線南)、地番●●●●外 2 筆、地目、田、面積 29,445 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号 30 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(25 線南)、地番●●●●外 2 筆、地目、田、面積 37,204 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号 31 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(25 線南)、地番●●●●、地目、畑、面積 3,899 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、隣接地を借り受けて作業の効率化を図るためであります。

番号 32 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(25 線南)、地番●●●●外 12 筆、地目、田・畑、面積 144,541 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 33 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(25 線南)、地番●●●●外 9 筆、地目、田・畑、面積 30,000 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 34 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(25 南・29 北)、地番●●●●外 11 筆、地目、田・畑、面積 79,327 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 35 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(18 線南)、地番●●●●外 2 筆、地目、田・畑、面積 6,184 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、青年等就農計画により借り受け就農するためであります。

番号 36 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(18 線南)、地番●●●●外 1 筆、地目、田、面積 39,013 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 37 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(36 線東)、地番●●●●外 4 筆、地目、田・用悪水路、面積 52,342 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号 38 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(33・34 西・34 東)、地番●●●●外 28 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 371,630 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号 39 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(34 線東)、地番●●●●の内、地目、田、面積 27,103 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 40 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(40 線東)、地番●●●●外 3 筆、地目、畑、面積 30,195 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 41 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町中央、地番●●●●外 4 筆、地目、田・畑、面積 59,437 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 42 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番●●●●外 3 筆、地目、畑、面積 59,910 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 43 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町茂志利、地番●●●●外 2 筆、地目、畑、面積 47,908 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 44 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町茂志利、地番●●●●外 4 筆、地目、畑、面積 38,118 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 45 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町岩尾内、地番●●●●外 9 筆、地目、畑、面積 96,639 m<sup>2</sup>、対価、反当り●●円で、●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上、45 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、土別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（飛世 薫君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 6 番、10 番について山下委員、番号 21 番、22 番について保科委員、番号 28 番について佐久間委員、42 番、44 番、45 番について上野委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（飛世 薫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（飛世 薫君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第 23 回総会は、これもちまして閉会いたします。

（午後 15 時 00 分 閉会）